

「外郭団体の資金運用にあたっての基本指針」

外郭団体は公金である財産によって公益性のある事業を実施することから、当該財産の運用に関し、県民への説明責任を果たすためには、たとえ超低金利時代であっても、財産の元本確保を第一とした運用を行うことが求められることを再認識する必要がある。

このようなことから、外郭団体（株式会社を除く）の資金運用については、財産の安全かつ確実な運用の徹底を図ることを基本とし、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」（平成14年三重県条例第41号。以下「条例」という。）第7条に規定する主要出資法人（県の出資の割合が4分の1以上のもの）に対する助言等にあたっては、以下の基本指針によるものとする。

なお、条例に該当しない外郭団体についても、団体からの要請に応じて、この基本指針を参考に助言を行うものとする。

1 運用の基本

外郭団体は、その保有する財産が県民から託された貴重な公金であることを強く意識すべきである。資金運用にあたっては、県民への説明責任を果たさなければならない。その結果によっては、各団体の理事等役員の責任が問われる場合があるとの自覚が必要である。

各団体は、その社会的役割や事業内容など、団体運営全体のあり方を充分検討の上、資金運用を行わなければならない。そして、自らの社会的役割の公益性から、その運用の基本は、第一に安全性、第二に流動性（換金性）、第三に収益性とし、財産の元本毀損は、厳に避けなければならない。

さらに、各団体が資金運用を行うにあたって保持するリスク許容度は、団体によって異なることなく一律であり、かつ、金融情勢の如何を問わず不変である。たとえその運営財源の確保が困難な状況にあっても、リスクの高い商品での運用をするべきではなく、再度、事業内容を見直すことにより必要な財源規模を最小限に止めるなど、運用リスクの増大を避けることが重要である。

2 資金運用方針の策定

資金運用にあたっては、必ず資金運用方針を策定するものとし、策定にあたっては、理事会及び総会等（以下「理事会等」という。）の承認を得るとともに、次の事項を明記すること。

- （1）資金運用の基本は、第一に安全性、第二に流動性（換金性）、第三に収益性の順であること。

- (2) 資金運用の最高意思決定機関は理事会等であること。
- (3) 資金運用の最高責任者は理事長及び会長等（以下「理事長等」という。）であること。
- (4) 資金運用の権限は、理事長等から事務局長等に委任できること。（各団体の資金運用方針に規定されている事項の範囲内であれば、理事会等の承認は、原則、必要としないこと。）
- (5) 運用結果は、理事会等及び理事長等に報告すること。
また、報告にあたっては、その内容及び時期を明確にすること。
- (6) 資金運用は、善良な管理者としての注意をもって行うこと。
(善管注意義務)
- (7) 資金運用にあたっては、事業の見直し等に基づき策定した中長期的な財源計画により、決算期毎にどの程度の最終利回りを得られるかを確認し、金融商品及び運用期間を設定すること。
- (8) 保有する金融商品に関する情報収集について、商品一覧や債券時価を定期的に整理するとともに、金融機関への預貯金（以下「預金」という。）を行っている場合は、金融機関の経営状況に関する情報、格付け及び株価を常に把握、整理すること。

3 運用する金融商品等の基本的考え方

- (1) 債券運用
- (2) 金融機関への預金等
- (3) 株式、株式投資信託

に係る運用の基本的考え方については、次のとおりとする。

(1) 債券運用

債券運用については、次の方法によるものとする。

- ① 債券運用は、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債、財投機関債、金融債及び社債（電力債、NTTファイナンス社債、銀行社債等）（以下「国債等」という。）で行うものとする。

なお、財投機関債、金融債及び社債については、発行体又は当該債券が、金融庁登録のいずれかの信用格付業者（関係法人として指定されているものも含む）から、シングルA格相当以上の格付を取得しているものに限るとともに、2年以下の期間で運用するものとする。

- ② 購入債券は原則、満期まで保有するものとする。（オーバーパー債券の運用も可とする。）

ただし、やむを得ない場合には、売却債券全体の元本割れが生じない範囲で満期日前での売却を行うことができるものとする。

- (2) 金融機関への預金等（預金（定期性、普通等）、貸付信託、金銭信託）
- ① 決済性資金については、預金保護の範囲を考慮し、普通預金や当座預金などの決済性預金を活用すること。
 - ② 決済性資金以外の預金については、金融機関に対する預金と借入金との相殺を前提とした運用を基本とすること。
 - ③ 金融機関からの借入金がなく、相殺活用ができない場合には、1金融機関あたりの預金上限額を1千万円とするとともに、国債等での運用を併用すること。
 - ④ 1年を超える運用については、一般的に預金より国債等の債券の方が運用利回りが高くなることから、預金での運用期間は1年以下とし、期間1年を超える運用は国債等での運用とすること。
 - ⑤ ②③の対応策が取れない場合は、金融機関の経営状況を常に把握するとともに、途中解約が可能な定期預金を活用し（譲渡性預金は、途中解約できない）、また、運用期間の短期化及び預託先の分散を行うこと。
- (3) 株式、株式投資信託
- 高度な専門性が必要であることや、価格の変動が大きな金融商品であることなどから、外郭団体の運用商品としては適当でない。